

令和 8 年豊能町議会 6 月定例会議  
総務建設常任委員会

会 議 録

令和 8 年 6 月 4 日（木）

豊 能 町 議 会

令和 8 年豊能町議会 6 月定例会議  
総務建設常任委員会

年 月 日 令和 8 年 6 月 4 日（木）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

池田 忠史      西    美江      高野 光一  
才脇 明美      中川 敦司      秋元美智子

欠席委員 なし

委員外出席 永 並    啓（議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

|           |         |              |       |
|-----------|---------|--------------|-------|
| 町 長       | 上 浦 登   | 副 町 長        | 高 木 仁 |
| 政 策 監     | 大西 隆樹   | 総 務 部 長      | 入江 太志 |
| 都市建設部長    | 田中 克生   | 都市建設部理事兼建設課長 | 中谷 康彦 |
| 都市建設部理事   | 上田 輝雄   | 総 合 政 策 課 長  | 山 内 拓 |
| 総 務 課 長   | 奥 文 彦   | 行 財 政 課 長    | 江崎 純史 |
| 税 務 課 長   | 清 水 義 和 | 農 林 商 工 課 長  | 田中 久志 |
| 環 境 課 長   | 中 井 哲   | 吉 川 支 所 長    | 中 谷 匠 |
| 会 計 管 理 者 | 岡本めぐみ   | 税 務 課 主 査    | 竹内 弘明 |

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義      書                      記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和8年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・ 第41号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- ・ 第42号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- ・ 第43号議案 豊能町税条例改正の件
- ・ 第47号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- ・ 第48号議案 指定管理者の指定期間の変更について
- ・ 第49号議案 指定管理者の指定について
- ・ 第50号議案 令和8年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件  
（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

昨日の台風ですね、豊能町は倒木等少しあったようですけれども大したことはなくてよかったと思うんですけども、能勢のほうですね、477号の道路が寸断されまして、ちょっと通れなくなっているということもあります。

梅雨が来て雨が降ってということもありますんで、今後豊能町にもそういうことがあるかと思います。可能性もありますんで、皆さんですね、そういったことがあれば随時対応していただければと思います。

座らせていただきます。

ただいまの出席委員は、6名であります。定足数に達していますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

おはようございます。

本日はお忙しい中御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、関係する七つの議案につきまして御審査をいただくことになってございます。

詳細に御審査いただきまして、委員の皆様方には御理解を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和8年豊能町議会6月定例会議付託

案件についてを議題といたします。

初めに、第41号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

おはようございます。総務課、奥です。

それでは第41号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件について御説明いたします。

着座にて御説明します。

議案書の32ページ及び33ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、令和8年6月に支給する町長の期末手当を減額するものです。

令和7年12月の本条例改正により、期末手当の支給割合が2.25月から2.275月へ増額改定されましたが、特例として、同年12月に支給する町長の期末手当については、令和5年に適用されていた支給割合である2.15月とされたところです。

今回、令和8年6月に支給する期末手当についても同様に支給割合を2.15月とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいですか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

昨日の総括質疑のほうでも、このいわゆる2.15か月にすることによる影響額といいます

かね、御答弁あったかと思えますけども、そんなに大きな額ではないかなと思いますが、やはり、そういう額であってもやはりこれは、これからも続けていくというふうな意味合いでこの2.15か月にされているということによってよろしいでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

この据置きの基準をどこに持っていくかというのはいろいろ案があると思うんですけども、昨年に引き続き令和5年時点を起点として2.15か月としているところでございます。以上です。

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に42号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

それでは第42号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件について御説明いたします。

着座にて御説明いたします。

議案書の34ページ及び35ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を改定するものです。

主な改正内容は、第18条中、葬祭補償の定額部分を「315,000円」から「330,000円」に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものです。

経過措置として、適用日前に生じた事由による葬祭補償は、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

今回ののは、消防団というふうな位置づけの補償の内容になってますが、ちょっと類似というか、地方公務員のこういう災害補償かな、そういうふうなものも実は調べてみましたら、31万5,000円プラス平均給与額の30日分に相当する額を加えるというふうな文言を見つけてまして、多分当然ながらこれに準拠した内容になっているのかなとこのように思っております。

それで、この地方公務員の場合は平均給与額の30日っていうふうな表現に対して、今回のこの補償のほうには、補償基礎額の30倍というふうなことで、多分この補償基礎額そのものが平均給与に当たるのかなと思いますが、その辺りちょっと確認させてください。

○委員長（池田忠史君）

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

この基準になるんですけれども、おっしゃっているように地方公務員の公務災害補償もですし、国家公務員の公務災害補償、元々の基準の起点は労災保険、民間にお勤めの労働者の方も同様の規定がございまして、ここが今回改正されたことによりまして、全て波及してこのように増額改定になってるんですけれども、ここの補償基礎額ですね、これなんですけれども、この消防団員の場合、団長であるとか一般団員であるとかで、金額にちょっとばらつきがあるんですけれども、一般団員で1万円でするのでその30倍ですと30万円、これに33万円足しますので、63万円が補償の額ということになります。団長とかはもうちょっと高いので、70万円ぐらいになっていくかなと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

はい、西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

おはようございます。西です。

地域の安全のために命がけで活動されています消防団員の皆様が、万が一に備え、葬祭補償の額を引き上げるという今回の改正につきまして、まずは全面的に賛成の立場であることを申し上げます。

あらかじめ調べまして、ほかの自治体におきましても、今回の改正は、国の政令改正に伴う右揃えの対応がほとんどである。この公務災害の定額部分とは別の形で独自の賞じゅつ金や、見舞金制度を設けるなど、消防団員を独自に手厚くサポートしている自治体があることも学んでおります。

これらを踏まえた上で豊能町としての姿勢につきまして、あえて2点お伺いしたいと思

います。

1点目、改正前の31万5,000円という規定は平成12年の条例改正からおよそ26年以上にわたり据え置かれてきたものとお見受けします。物価や葬儀費用が大きく変化したこの長い年月の中で、国から言われるまでの間、町独自で団員の皆様への補償や待遇の在り方について、見直しの議論が上がらなかった経緯と認識をお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

この補償内容につきましては、今回増額になったのが、毎年消費者物価指数をもとに厚生労働省の部会のほうで、この金額どうするかというのは検討あるみたいなんですけれども、平成12年から今まで改定がなかったというのが、長い間デフレが続いたことが恐らく影響しているのかなと思います。

令和6年度の検討で、今回の増額が決まったとお聞きしておりますけれども、豊能町におきましてもこの政令が変わったことによりまして改正させていただくと。この間豊能町独自で何かなかったのかということなんですけれども、この辺はちょっと職員の給与の人事院勧告と似たところございますけれども、国がある程度全国的なこの基準を示している中で、豊能町だけがあえて増額しないといかない特別な事情があるかどうかとか、そういう側面で検討するべきとは思いますが、そこは、全国のこの基準に合致させることで問題ないという判断のもと現在に至っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

消費者物価指数やデフレが続いたというこ

とで、分かりやすい説明ありがとうございます。

国に言われてから動くのではなく、日頃から町の安全を守ってくださっている消防団員の皆様のリスクに対し、豊能町としても今後は、ほかの自治体のような町独自のさらなる上乘せ補償や支援策を主体的に検討していくお考えはないかなと改めて伺います。

○委員長（池田忠史君）

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

先ほども申し上げましたとおり、消防団員の活動内容について、豊能町が全国と比べて、ここはちょっと考慮しないといけないというような特異な事情が生じた場合ですね、そこはちょっと補強しないといけないという検討は出てくるかと思いますが、他の団の活動、他の市町村の消防団の活動と比較して、豊能町がそこまで特殊な事情に置かれているというようなことが現在確認できませんので、そこは国が示す基準で実施していくというのを基本として考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

特殊な事情と言われましたが、今後の参考までに聞きたいのですが、どのような事情とか考えられますかね。

○委員長（池田忠史君）

奥総務課長。

○総務課長（奥 文彦君）

総務課、奥です。

消防団が携わる活動でですね、例えば、火災の件数がすごく多いとか、何か他の市町村と比べて消防団員が活動すべき内容で、豊能町特有の特殊事情がもし今後出てくるのであれば、考慮しないといけない。

今回、葬祭ですので、これはあんまり関係ないかと思いますが、例えば怪我したときとかの補償もございますけれども、その辺もそういう怪我が多い場面が活動してる中で多いとか、実際その事故件数が突出して多いとか、何かあるのであれば、そういうのも考えないといけないことがあるかもしれませんけれども、まず、そういうときは補償だけを考えるのではなくて、事故が起きないようにという側面も考えていかないといけませんし、そこはちょっと一体的にどういう対応が考えられるかというのは、ほかの団体の事例も見て検討していきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

ほか何か。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に43号議案、豊能町税条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

おはようございます。税務課、清水です。よろしくお願いいたします。

第43号議案、豊能町税条例改正につきまし

て御説明申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

議案書は36ページ、概要説明資料は24ページをお開きください。

本件は、地方税法等の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものです。

それでは、税条例の概要説明資料及び新旧対照表に沿って御説明を申し上げます。

概要説明資料の改正内容の1. 固定資産税の免税点の改正につきましては、令和9年度の固定資産税から、一定の課税標準額以下であれば固定資産税が課税されない免税点を、家屋につきましては現行の20万円から30万円に、償却資産につきましては、現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、概要説明資料の改正内容の2. 個人住民税につきましては、2点の改正がございます。

まず1点目の住宅借入金等特別税額控除に係る措置につきましては、省エネ性能の高い住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で適用期限を5年延長するものでございます。

2点目の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る特例措置につきましては、暗号資産から生ずる所得を分離課税の対象とし、繰越控除制度を創設するものでございます。

最後に、概要説明資料の改正内容の3. その他、法改正に伴う必要な規定の整理につきましては、引用法令の条項の移動に伴う改正、その他規定の整備を行うものでございます。

なお施行期日に関しては、令和9年1月1日とし、固定資産税の免税点の改正は令和9年4月1日、第34条の7第2項、附則第7条の4、附則第9条の2、附則第17条の2に係るものは令和10年1月1日、個人住民税の（2）特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る

特例措置は、金融商品取引法等の改正法の施行日の属する年の翌々年の1月1日にそれぞれ施行となります。

説明は以上となります。

御審査いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

このですね、説明資料の1番、固定資産税の免税点の改正ということで、一つ目の家屋については20万円という額が30万に変わるというふうな改正になっておりまして、ちなみにこの家屋20万円というこの意味合い、定義言いますか、それは調べてみましたら、建築にかかった費用が160万円未満、建築して築15年以上みたいなそのようなことが書かれてあったんですけども、これが20万という定義であるならば、今回この30万円に変わると、この定義は何か変わるんでしょうか、その辺りをまずお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水です。

今委員のおっしゃられました基準につきましては、承知はしておらないんですけども、通常家屋の評価額といいますのは、再建築評点方式と申しまして、もう一度その家を建てたらどれぐらいの評価額になるかというのを計算しまして、それに建ったときからの経過年数の経年減点補正率というのを掛けまして、評価額が算定されるんですけども、資材によりましてその原価率というのは変わってきて、ただそれがゼロになるわけではなくって、最終20%で止まる形になっております。ですので、どんな古い家でも20%の段階で止まり

ますので、そういった150万ですか、160万ですか、そういったちょっと基準ではないという形にはなります。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ちなみにこの免税点に該当するというようなそういう案件というのは、実際あるということなんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

具体的に該当者はございます。令和8年度の課税で置き直しますと、まず家屋ですね、20万円から30万円に免税点上がることによりまして、影響を受ける納税義務者数は、46人、減収税額としましては15万6,200円になります。なお、償却資産におきまして、150万から180万に上がることによりまして影響される方いらっしゃるしまして、納税義務者数で10人、減収税額としましては22万3,900円でございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ごめんなさい、固定資産税の免税の背景ですね。この説明をちょっとお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

主な改正理由は、物価高への対応という形になります。先ほどの人件費の分でも共通するんですけども、近年建築資材の物価高騰ですとか、人件費の上昇によりまして、家屋

の評価に影響する物価指数というのが上がっております。また家屋や償却資産の免税点というのが、平成3年から変わっておりませんでして、そういった間の経済状況ですとか、貨幣価値の変化を反映させる必要があったので今回の見直しにつながったものと承知しております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

それはそれで分かりました。けど、もう国のほうが要するに物価対策といって、いろいろやってく中で、今度は別のところで知らない間に、取られてるとかありますわね。今回はないかもしれない。

ただ、もうお願いなんだけど、その辺りをいろんな条例説明のときもつけ加えてください。これはこれで分かりました。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

はい、西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

暗号特定資産に係る課税の見直しで、前提としまして国の税制改正に伴う地方税の改正に遵守したものということは、私自身も事前に調べて分かっております。

これまでの総合課税から分離課税へと移行するに当たりまして、税率が一律20%になること、そして、その内訳としまして15%が国税、残り5%が地方税になる仕組みについても認識しております。

この上です、この地方税分である5%のうち3%が個人町民税として本町の税收、すなわち貴重な独自財源になるということについても、あらかじめ理解した上で確認の意味を込めて、1点だけ伺いたいと思います。

今申し上げましたとおり、今回の条例改正

について、暗号資産の税制が見直されることに伴い、分離課税による地方税分のうち3%が本町の新たな税収として組み込まれるという認識で相違ないでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

委員の認識に間違いございません。

○委員長（池田忠史君）

西副委員長。

○副委員長（西 美江君）

御答弁ありがとうございます。

暗号資産に係ります税金につきましては、まだまだ聞きなれないという方も多いと思いますし、本町におきましても、これから実務として対応していく新しい分野かと思っておりますので、皆様への周知の意味も込めて、あえて確認の質問をさせていただきました。

本町の独自財源としまして、適切に組み込まれることが確認できましたので、この件に関しましては終わります。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

よろしいですか。

はい、では質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に47号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域

水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中谷都市建設部理事。

○都市建設部理事（中谷康彦君）

おはようございます。建設課の中谷です。

議案書の50ページのほうになります。

第47号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件につきまして、提案理由並びに内容を説明いたします。

本件につきましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約の変更に関しまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、協議については関係市町村議会の議決を経なければならないことから提案するものでございます。

新旧対照表、議案概要の最終ページになりますが、そちらに付けております。そちらを御覧ください。

大阪広域水道企業団規約の別表第2の中に、現在統合に向けて協議を進めております泉大津市、箕面市及び門真市を加えるものでございます。

附則としまして、この規約は、令和9年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上となります。

御審査いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

今回この泉大津市、箕面市、門真市の三つ

の地域が入るといようなことになるという  
お話でございますけども、この三つの地域が  
加わったからといって何か豊能町にとっての  
変化があるということではないんですよ。

○委員長（池田忠史君）

中谷都市建設部理事。

○都市建設部理事（中谷康彦君）

建設課の中谷です。

この3市が今回加わるということで、特別、  
豊能の水道企業団のほうに影響があるってい  
うことはございません。府内統一となったと  
きに料金とかっていうところでは、関係して  
くる場合がございますが、今のところ何ら影  
響がないものと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

参考までにお尋ねするんですけど、これは  
本当に府内統一、非常に期待したことあるん  
ですけども、そこ中心になって動いてるのだ  
こなんですか。その方向を目指して。この企  
業団が本当にそういう形で動いてるかどうか  
確認をちょっとさせてください。

お願いします。

○委員長（池田忠史君）

中谷都市建設部理事。

○都市建設部理事（中谷康彦君）

建設課、中谷です。

今、中心となって動いてますのはもちろん  
大阪広域水道企業団というところになります。

企業団の活動とか見させていただいておる  
と、ホームページとかでの確認になりますけ  
ども、そちらは府内の統一に向けての動きも  
されてますし、議事録等を見させていただい  
ても、そういうような活動、あと首長会議と  
かもそういうような話にはなってるかと認  
識しております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

うちみたいに高いところ、非常に期待するん  
ですけども、いけそうなのかな。本当にそれ  
に向かって動いてることを期待したいんだけ  
ども、出だしから何かそういうふうな勢いだ  
ったものですからね、非常に裏切られた気持  
ちもあるもんですから。これはここでどうこ  
う言う訳じゃないけども、首長会議なんかで  
よろしく働きかけのほどお願いいたします。

要望して終わります。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛  
成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第47号議案は原案のとおり可決さ  
れました。

次ですけれども、第48号議案、指定管理者  
の指定期間の変更についてと第49号議案、指  
定管理者の指定については、関連いたします  
ので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

農林商工課の田中です。よろしくお願いし  
ます。

それでは第48号議案、指定管理者の指定期  
間の変更について、及び第49号議案、指定管

理者の指定についての２件につきまして一括して説明を申し上げます。

議案書の52ページから53ページを御覧ください。

それでは着座にて説明させていただきます。

本件は、高山コミュニティセンターの設置目的である住民相互及び都市農村の交流を深化させるため、民間資金を活用した約３億円規模の施設改修と新たな魅力創出事業を一体として進めるものでございます。町民の皆様は税負担を増やすことなく、地域の活性化と施設の長寿命化を同時に成し遂げるため、既存の指定期間を一度見直し、新たな管理者を選定し直すものでございます。

初めに、この二つの議案の背景と関連性について御説明いたします。

高山コミュニティセンターは、これまで都市農村の交流拠点として親しまれてまいりましたが、さらなる都市部からの誘客や農村の活力創出といった点におきましては、行政の予算枠内だけでは、思い切った投資や事業展開が難しいという課題がございました。

こうした中、現在の指定管理者である株式会社グラッドより、民間資金を投じて施設を魅力的に改修し、これまでにない交流、産業創出事業を行いたいという提案がございました。

この大規模な投資と事業を確実に実行するため、株式会社グラッドの持つ運営ノウハウに投資能力と技術力を持つ有力企業、ヤンマーシンビオシス株式会社が加わり、互いに協力し合う新たな連携体制が構築されました。

この新体制にスムーズに移行し、工事及び新事業へ遅滞なく着手するため、まずは株式会社グラッドとの現行の指定期間を変更する議案を、その上で、ヤンマーシンビオシス株式会社を新たな指定管理者として選定する議案を、それぞれ別の議案として御審議いただく必要がございますため、地方自治法第244

条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目の第48号議案につきましては、現在の指定期間の変更になります。株式会社グラッドとの指定期間について、当初、令和11年３月31日までとなっていた現行の指定期間を、改修工事着工前の令和８年６月30日に変更するものです。これは、新管理者であるヤンマーシンビオシス株式会社へ速やかに管理権限を移行し、工事の安全確保と新体制の準備に万全を期すためでございます。

なお現管理者である株式会社グラッドからも、地域の発展を見据えた前向きな同意を得ております。

二つ目の第49号議案につきましては、新たな指定管理者の指定になります。新たな指定管理者は、住所、大阪府大阪市北区鶴野町１番９号、名称、ヤンマーシンビオシス株式会社、代表者の氏名は、代表取締役 土井義徳です。指定期間は、令和８年７月１日から令和29年３月31日までの20年９か月と長期にわたりますが、継続的な事業展開と投資規模に応じた期間として設定しております。

では、今回提出させていただきました資料がでございます。Side Booksの中の総務建設常任委員会フォルダの中に、指定管理者の選定ファイルという資料１から資料４というのがございますので、こちらをちょっと御覧いただきたいと思います。

初めに資料１を御覧ください。こちらは選定に係る経過を記載しております。

今回の選定は、期間途中での非公募選定というイレギュラーな展開となりましたけども、施設改修の出資者が、運営と改修を一体的に行うことが最も合理的であるというふうに考えまして、非公募とするということを判断いたしました。ただし、選定に当たりましては公募時と同様の手続をとり、３月には検討部の開催、４月には外部委員を含めた選定委

員会を2回開催いたしまして、委員の皆様には候補者選定に当たり、住民の利益を守る主体であるかどうかというところを、公募時同様に厳しい専門的視点での審査をお願いいたしました。

次に資料2を御覧ください。こちらは選定委員会の名簿になります。

今回の選定委員会の委員には、新たにですね、学識委員としまして会計学の先生に入っていただきました。今回指定期間が長くなるということから、コストの妥当性の検証でありますとか、収支の精査について専門的な知見から審査をお願いいたしました。

次に、資料3でございます。こちらは選定委員会で実施しましたプレゼンテーションの採点表になります。

今回、非公募ではありますが、透明性確保のためにプレゼンテーションを実施いたしました。今回の審査では、比較対象がないために、現行の指定管理者を選定したときと同じ選定基準審査項目を採用いたしまして、また、評価基準につきましては、現行の指定管理者の得点を基準点といたしました。書類審査、プレゼンテーションを基に採点を行った結果、委員7名の平均点数が99点となりまして、株式会社グラッドの基準点を上回る結果ということになったため、ヤンマーシンビオシス株式会社を指定管理候補者として選定したところでございます。

次に資料4の1ページを御覧ください。こちらはヤンマー側から提案のありました事業内容の概要版というところになります。

概要について御説明いたします。

事業名なんですけれども、シンビオシスビレッジ・バイ・ヤンマーということになっておりまして、高山の豊かな自然を「素敵化」し持続可能な食料生産とにぎわいを創出することとをコンセプトに掲げまして、農業の担い手不足や耕作放棄地などの地域課題をや

ンマーのテクノロジーで解決していくという事業となっております。

運営体制につきましては、ヤンマーシンビオシス株式会社を代表企業といたしまして、構成員にヤンマーホールディングス株式会社、それから協力企業としまして株式会社グラッドが体制に加わるということで、現管理者の知見を継承しつつ、新たな活力を導入した安定と革新の融合が図れる体制ということになっております。

管理施設の運営の柱といたしましては、バリアフリー化、それから予約のDX化、それから多世代交流スペースの創出というところを挙げられております。

続いて2ページをお願いいたします。

事業内容としましては、三つの事業エリアを設定しまして、都市と農村の交流を体験できる事業を展開していくということで、旧校舍棟及び屋内運動場部分について、自己資金による改修を実施しまして、具体的には農産物加工施設でありますとか、カフェ、ミュージアム、研修・ワークスペース、こういったものを改修しまして農業、食、教育を主眼とする複合的施設として生まれ変わるということでございます。

また工事期間中も現在の指定管理業務の内容は継続して実施しながら、改修費用の全額を企業が負担して行うということでございます。

また事業全体で40名程度の雇用を創出することや、多様なコンテンツで関係人口の増加を図るという計画でございます。

あと概要版資料にはちょっと記載ないんですけども、ヤンマーから聞き取りをしております内容につきまして、少し御説明させていただきます。

施設の運営につきましては、現指定管理者、株式会社グラッドとの協力体制を構築しながら、周辺エリアも面的に活用することや、施

設に関しては、関係法令遵守による平等利用というのを確保しまして、バリアフリー、エレベーターの設置などを始めとしたユニバーサルデザインのもと運営するということでございます。

またデジタル技術を活用した利便性の向上や、地元自治会等との連携についてもサービス向上を図る上でやっていくということでございます。

サービスにつきましては、三つの大きな方針を軸としまして、高山地区が持続的ににぎわう場所を目指すということで、一つは、まなびエリアということで、高山右近MUSEUMなどを始めとした地域住民や子どもが集える場所の整備をする。

それから、わくわくエリアということで、カフェなどを始めとしたにぎわいを創出するエリアを整備しまして、都市部からのリピーターや若者、ファミリー層などの誘客を図るということでございます。

それから三つ目は、ファームエリアといいまして、アグリスクール、それから農福連携など農地の活用や陸上養殖などの新しい食料生産の形を目指す内容となっております、地域環境を汚さない農業、それから陸上養殖の設備導入で、子どもたちの環境教育ですとか、先端農業の学習拠点としても活用するということでございます。

また予約システムのデジタル化の継続拡充など、利用しやすさの向上ですとか、魅力的なコンテンツの追加、情報発信の強化など、施設利用の促進や集客増につながる取組を実施するということでございます。

施設の管理経費の縮減につきましては、省エネ設備の導入や、契約プランの見直しなどによるエネルギーコストの削減、自然エネルギーや雨水の活用、生ごみの堆肥化といった資源循環に配慮した運営を行うことで、管理経費の縮減を行うということでございます。

また、運営に当たりまして自主事業の運営状況にいかなる変動が生じた場合でも、高山コミュニティセンターの指定管理者としての業務につきましては、指定管理期間中、責任を持って確実に遂行することや、本施設が災害時の避難所になるということから、緊急時に地域の方が安全に生活できるよう太陽光発電と蓄電池を組み合わせた設備を導入し、地域住民に対して、緊急時に生活に必要な電力を供給できるスポットとして活用できるということなども提案の中には含まれております。

それから、指定管理料につきましては、現行金額と同じ年370万円ということでこちら変更ございません。

今後の協定書を締結後のスケジュールなんですけども、7月から指定管理を開始いたしまして10月頃から、ヤンマーによるリニューアル工事を着工しまして、そのあと令和9年4月のオープンを目指して進めていくということでございます。

それから、資料の3ページ目以降につきましては、参考資料ということで全体のパース案ということで参考図のほうを付けております。

ちょっと本日ですね、模型のほうも用意をしております、真ん中のほうにもし置かせていただければ、置かせていただいて、見ていただくということにしたいんですけども。よろしいでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

はい。

○農林商工課長（田中久志君）

模型とですね、ちょっと写真のほうも一緒に見ていただけたらと思うんですけど、入口入りまして、正面、施設まではコリドールという通路が真っすぐに伸びておりまして、今のグラウンドが芝生の広場になります。グラウンドの周りに、屋根のついた円形の東屋みたいなものがありまして、中でバーベキュー

とか、そういったものができるようになるということでございます。

施設の旧校舎棟の入り口の前にUKONTERRACEということで、憩えるような場所をつくりまして、そこに右近像を置きまして、右近像の周りで憩えるスペースをつくるということです。

それから建物中入りまして、旧校舎棟の1階なんですけども、こちらにはカフェエリアとか直売所などの物販エリア、それから子ども遊び場とか、UKONラウンジ、シェアキッチンと、そういったものが整備される予定です。

2階なんですけども、会議室とかワークスペース、それから木工室とか、そういったものが整備されるということでございます。

旧屋内運動場、一番奥になりますけども、体育館なんですけども、そちらについては水槽のほうを設置しまして、陸上養殖を行う施設ということでございます。

最後になるんですけども、先日地元住民の皆様への説明会のほうも実施をさせていただきました。地元の方からは地域がにぎわう提案であると、地元と共存しながらやってほしいというようなおおむね賛成と期待の声をいただいております。

長くなりましたけども、説明は以上となります。

御審査の上御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

才協委員。

○委員（才協明美君）

才協です。おはようございます。

田中課長が説明されたらスマートシティ事業を思い出します。

とても何か高山にとって、豊能町にとってはもうわくわくするようなことがもういっぱ

いで、私もわくわくうきうきしているんですが、これね、先日も聞きましたけど、370万円の内訳とこれが何年続くのか。指定管理料370万円、グラッドに支払う金額ですね。

グラッドじゃない。グラッドですか。指定が変わるけど、グラッドはもう関係ない。でも連携はしていくんでしょ。

その370万円の内訳をしっかりと教えてください。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

農林商工課の田中です。

この指定管理料の370万円につきましては、今回指定管理者が変わったとしても、この公の施設を維持していく基本的な、その安全維持管理に係る最小限のコストとして考えておるために、指定管理者が変わってもこの指定管理料370万円というのは継続する予定でございます。

この370万円の内訳ということなんですけども、まず維持管理費ですね、消耗品、燃料費、光熱水料費、そういった施設を運営していく上での維持管理費が137万1,000円。それから、保守管理ということで、例えば浄化槽とか消防設備とか電気設備とか、そういった年間の保守管理が35万円。あと、周辺施設の草刈りとかですね、そういった委託ですね、草刈り委託、そういったものが20万円。あと残り177万9,000円が人件費ということで、370万円の内訳はそのような状態状況になっております。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

この大きな施設でたった370万円ということなんです。それがちょっと疑問に思っていますよ。

だから連携しているグラッドさんに払って

いるんじゃないか。今まででしたらそのグラッドさん、指定管理料、これ電気代とか年間のいろんなこの保守管理とか草刈り、それで370万円、妥当でした。まだ安いほうやなと思ってました。

だからこの370万円の行方はと今聞いているんですけど。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい、農林商工課の田中です。

先ほども申し上げましたとおり、370万円については、これまでの指定管理の内容については継続して、仮にヤンマーに変わったとしても実施をしていただくということで、通常の施設管理であるとか草刈りであるとか、保守とか、そういったものについてはヤンマーに変わっても引き続きやっていくことで、指定管理料としてはお支払いすると。それにプラスアルファとして、ヤンマー側が自己の資金を投資して、いろんな事業を行っていく。その中で誘客を図っていくということでプラスアルファの事業ということで考えていただければ、370万円についてこれまでと同様の管理については行っていくということでございます。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

はい、理解しました。

次にですが、住民さんからね、ちゃんと住民説明されていると思ってます。すごい喜んでる人もいてるんですけど、中にはね、ちょっと不安な人もいてはります。前に中谷課長が養殖事業する、いいことやなと思いました。その内容はまだ全く私たちは知らされておりませんが、高山地区の方たちは、仄聞されておられて私の耳にも入ってきたんですけど、何を心配されてるかと言ったら、養殖事

業において、水ね、排水はどうなっているんだろうとか、川は汚染されないんだろうとか、そういうことをね、私ごめんなさいね、これ今回A Iで何も調べてないから自分の言葉でも言いますけど、簡単をお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

農林商工課の田中です。

この陸上養殖につきましては、通常ですと水を替えていくという作業が必要なんですけども、今回ヤンマー側からの提案では、バイオブロック技術という、そういう技術があるらしいんですけども、要は完全閉鎖型の水を替えなくてもいい、入れ替える必要がない養殖の技術があるようでして、その技術をもって養殖していくということでございますので、水は替えずに循環させて行いうような内容で聞いております。

○委員長（池田忠史君）

才協委員。

○委員（才協明美君）

もちろん大手のヤンマーさんがね、こういうことすんねんから、そんな変なしようもないことはしないと思ってますけど、住民さんは心配されてますから、今聞いてます。これも今Y o u T u b eでも見ておられると思います。

そしてですね、最後に地域との関係なんですけどね、この地域との連携、これからの地域との連携、そして地域経済、今まで頑張っておられる地域の方おられると思うんですけど、その関係ですね、そしてその配慮は町としてどのように考えておられるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課の田中です。

まず地域の住民さん、地域へのメリットと  
いいですか、どういうふうなことがあるのか  
なということで、一つは地域の雇用創出とい  
うことで、先ほど説明させていただいたん  
ですけど、今回の事業全体で40名程度の雇  
用を想定しているということで、全てが新規  
雇用というわけではないですけども、一定地  
元雇用についても配慮いただきたいというこ  
とで、プレゼンテーションの中でも意見と  
して述べたところです。

それから、高山地域の環境保全にも寄与  
するのではないかなと思っておりまして、高  
齢化によりまして、今の農業の担い手不足  
というのが叫ばれておりまして、そういった  
課題がございます。そういったところをヤン  
マーさんが入っていただくことによって、解  
決していった高山地域の環境保全につなが  
ると。あと、これも先ほど説明の中で申し  
上げましたけど、緊急時の対応ということで  
災害時、例えば孤立集落になってしまうと  
か、そういう災害の心配があるということで  
、そこについては、太陽光パネルである  
とか蓄電池であるとかそういったものを活  
用して、防災にも対応できるようにしてい  
くと、こういうところで地域の方への説  
明と御理解をいただいているところです。

あと、配慮というところにつきましては、  
当然入って、この後地元放ったらかしとい  
うことではなくって、当然継続的にいろい  
ろモニタリングということで地域の方への  
アンケートであるとか、意見の聞き取り  
であるとか、そういったことについては、  
指定管理者に対して言うていこうと思っ  
てますので、そういったところから意見  
を聞き取って吸い上げて、配慮しながら  
やっていきたいというふうに考えてます。

○委員長（池田忠史君）

才脇委員。

○委員（才脇明美君）

ありがとうございます。本当、地元住民  
頑張ってこつこつとやっておられる方も  
おられますので、その辺十分に配慮して、  
ヤンマーさんにもお伝えくださいますよ  
うお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

よろしいですか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

参考資料の全体パース案っていうこの図  
面うか絵ですかね、この図でちょっと質  
問をさせていただきたく思います。

まず1点目ですけども、この図の上のほう  
に民家がね、4軒ぐらい建ち並んで、道  
路があってそこに軽トラックが走って  
るという絵があって、今回のこの旧屋  
内運動場というのが道路まではみ出し  
ているような絵になってますけど、こ  
れは一応分かりやすくするために取り  
あえず今回はこの道路まではみ出した  
ような図になってるだけであって、実  
際はそこまでは体育館ないので、そ  
の辺りちょっと確認だけさせてくだ  
さい

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

ちょっとこれ分かりやすいように、ち  
よっと2階の部分をちよっとずらして  
ですね、絵を描いておりまして、委員  
おっしゃるとおり、当然本来は道路  
まではみ出してるということでは  
ございませんで、今の形状は当然維持  
します。このパース案描くときにち  
よっと1階と2階があるので、2階  
をちよっと道側にずらして描いて  
るというようなところで、そういう  
絵になってます。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

あとですね、旧屋内運動場、すなわち体育館側ですかね、体育館じゃない、ごめんなさい。この旧校舎棟か。旧校舎棟の中央辺りにシェアキッチンがあるというね、そういう図になってます。キッチンという部分についてはこのフットサルコートの方の、あと幼稚園棟かな、あちらのコミュニティセンターいうかね、あそこの中にもそれなりにキッチンというのはたしかあったかと思うんですけども、その辺りはどういう使い分けになっていくのかその辺りお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

旧幼稚園棟のほうにも確かに調理室のほうがございまして、今回新たに改修するところにもシェアキッチンというところで設けておるわけなんですけど、この辺のちょっと使い方、の棲み分けとかですね、こういったところについては、これからちょっと協議のほうさせていただこうと思っております、うまく使い分けできるような形で、こちらもちょうと提案していきたいなと思っております。

○委員長（池田忠史君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

あと、この旧屋内運動場、いわゆる体育館のいわゆる道路側にはみ出してるその辺りのところに、木工室って書いていただいてまして、木工室となってくると、機械加工というか、木材加工するためのいろんな機械、工作機械いいますかそういったものが当然必要になってくるのかなと思いますけども、そういった機械類、そういったものも、これはしたらヤンマーさんのほうで準備するというようなことになっていくということ。それとも、ここは木工室を作るだけ作っというて、木工される方が何か機械類を持ち込まないのか

とか、その辺りはどんなふうになってるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい、農林商工課の田中です。

木工室につきましては、施設の目的が都市と農村の交流ということでいろんな農業とか林業とか、そういったものをきっかけにして、誘客するということになってるんですけども、一つそういうワークスペースとかですね、あとフリースペースのようなところ、例えば木を使った何か作業ができるような場所を作りたいということの提案がありました。中の機械とか設備についても当然ヤンマーさんが設置をしていくものなんですけども、どういうふうな今後使い方をするかとかいう協議の中でですね、そちらについても、いろいろ聞き取りしながら、こちら提案できる分は提案していきたいというふうに思ってます。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

とてもいい話と思って受け取ってますけども、まず基本的に、これまでこの校舎、体育館が使えなかった理由がありましたね。使いたくても使えなかった理由。法的なものがあつたんですけど、それは今回どのようにクリアしてるのか、ヤンマーが使うのに。お尋ねします。

それとですね、最初、この話を議会にされたとき、たしか6億って、そのラフみたいな図面もあつたんですけども、今回3億ですよ。さっき説明ありましたけど、いろんな建築資材が上がってる中で、3億も大変なんですけども。ていうことは、どの辺りが大きく変わったのか。この3億で完成するのが、来年の4月ぐらいを目指しているようすけ

ども、来年の4月になったらこの形ができて  
するというふうな受け取り方でいいですか。

それからもう1点、旧幼稚園って書かれて  
ますが、このコミュニティセンターかな、  
これも対象になってますよね。なってますね。  
ここを改造するとかそういう話も今後出てき  
た場合、それもオーケーなんですか。これは  
このままというふうな条件になってるのかな。

ちょっとその4点まずお尋ねします。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部長。

○都市建設部長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

私のほうからは、屋内運動場のところだけ  
ちょっと御説明させていただきます。

元々高山小学校の屋内運動場でしたので、  
建物の成り立ちとしては、校舎になります。  
それを、今回養殖場ということで、用途を変  
えていきますので、用途的には今のところは  
工場になるのではないかなというところで、  
その点につきましては、ヤンマーと豊能町と  
大阪府と調整をしながら、工場に用途変更す  
るに当たって、どこまで設備投資をしないと  
いけないのかっていうところについて、今現  
在協議を進めているところでございます。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課の田中です。

2点目の御質問のところ、6億、3億とい  
うところの事業費の違いの部分なんですけど  
も、今回指定管理の事業の中で行うこの旧校  
舎棟の改修ですとか、屋内運動場の改修を含  
めた事業の規模としては約3億円というこ  
とでございます。6億というのは、このヤンマ  
ーさんがこの3億の改修をしているんな事業  
やっていくんですけども、それを要は投資分  
を回収するために、高山地区の周辺のエリア  
でいろんな事業を、プラスアルファ自分とこ

の自主事業ということをやっていられるん  
ですけども、そういったもろもろ全て含めたら  
6億ぐらいというふうに聞いております。な  
ので、今回のこの指定管理の改修分だけで見  
ると3億ということの違いでございます。

スケジュールのところで、来年4月にこの  
形ができるのかというところなんですけども、  
全ての事業が4月によいどんでスタートで  
きるということではないんですけども、今聞  
いておりますのは、旧校舎棟の改修部分につ  
いては、4月のオープンを目指してやってい  
くと。あと、屋内運動場の辺りですとか、ち  
ょっと一部は4月に間に合わないというこ  
ろがございまして、そちらはちょっと法的に  
クリアしていかないといけないというのがご  
ざいまして、ずれ込む部分もあります。

あとアグリスクールですとか収穫体験そう  
いった事業部分も、少し4月からちょっと遅  
れるというところは聞いております。

あと最後、幼稚園棟の部分なんですけども、  
一応幼稚園棟につきましては、現状のままを  
使用していくというところで、今のところは  
こちらについては改修するというような計画  
はないということでございます。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

幼稚園の改修をする見込みがあるとかない  
とかじゃなくて、それも当然指定管理の対象  
になってるんですよね。

そうすると、使い方は今までと同じってこ  
とですね。住民が借りたかったら申し込んで  
という、その確認だけなんです。

それとね、これまで使えなかった理由、体  
育館のほうは分かりました。校舎のほうはな  
ぜ使えなかったんですか。トイレでしたっけ、  
あれ。それとも使えるのに単に使わなかった  
のかちょっと忘れたので、その辺りをどうク  
リアしたのかお願いします。

それと、もう一つ、来年の4月になったら、こっちのほうは手前をとにかくとして、向こうのほうはでき上がってるというふうに理解していいですか。こっちのほうはもうあと1年ぐらいたったらできる。これ全部で3億円という理解でよろしいですか。

3点かな、お願いします。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部長。

○都市建設部長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

まず校舎棟のほうなんですけども、元々学校でしたので、不特定多数の方が利用する建物ではないということで、換気設備等の規制緩和が学校としてはありました。それを、コミセンとして運営していく中で、最低限の改修はしてたんですけども、2階の部分については、建築基準法をクリアする改修をなされておらず、また、浄化槽のほうも学校施設の浄化槽の人槽計算でしたので、そういった部分を改めて見直すと、コミセンとしての利活用については、一定グレーであったということで、校舎等のほうにつきましては、一旦、使用中止という運びになったところでございます。

それと、校舎棟と体育館、多少、許認可の件でずれていきますので、まずは、今私がヤンマーのほうと話しておりますのは、校舎棟だけを改修をしましてはプレオープン的にして、許認可等の工場になりますと、昨年の4月1日に施行しております豊能町の規制緩和の提案基準Bというもので、本来であれば、市街化調整区域で工場というのはできないんですけども、その提案基準Bを使いまして初めての物件がヤンマーの物件になるのかなっていうところで、今話を進めているところでございます。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

農林商工課、田中です。

幼稚園棟の部分なんですけども、7月以降ですね、7月以降も新しい指定管理者に変わったとしても、その分についてはこれまでどおりの利用をしていただけるということでございますので、運用としてはそのまま継続するというところでございます。

グラッドにつきましても今回協力企業ということで残っていただけるということですので、そのノウハウをそのまま生かしていくというようなところでございます。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

非常に私自身も期待してます。期待してると同時にね、ヤンマーさんのほうもこれはやっぱり運営して、要するに利益を上げていくの大変だろうなと。非常に努力されていくんだなと思うんですけども、美化センターの問題じゃなくて最後の最後を考えたときね、その指定管理者が終わったときにですよ、これがうまくいってんならいいんですけども、まずかった場合、原状復帰しろとか、いろんな契約条項として、原状復帰という形になってるのか。どういうふうな形で収めようと思ってんですか。例えば途中で駄目です。あそこを放棄しますみたいなことになったときは、どういうふうな歯止めをかけようとしているのか。この2点お尋ねします。

あと校舎棟の合併浄化槽は解決できたのかな。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい、農林商工課の田中です。

20年後ですね、指定管理期間が終わったときにどのような形で返却されるのかということで、それにつきまして高山コミュニティセ

ンターに限った話ではないんですけども、指定管理を行うときには協定書というのを蒔くんですけど、その中で基本的にはその施設というのが良好な状態で、町に返還されるというのは当然義務づけをいたします。今回改修をしていただくんですけども、配管とかそういうふうなものも含めてもう全部リニューアルするということで、もう言うたら施設が完全に新しくなるようなイメージなんです。なので、20年間ヤンマーさんのほうで施設を適切にメンテナンスをしていただいて、当然20年後も使えるような状態で返還していただくというのは、一応原則基本としております。例えば、もし仮に途中で撤退しますとかいうことがあった場合につきましては、当然原状回復というところで、その辺につきましては、協定書の中でですね、原状回復等の条項というのを定めましてですね、当然、町の所有物ですので、原状復帰した上で、返していただくというようなところは、協定書の中で盛り込んでいく予定にしております。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部長。

○都市建設部長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

合併浄化槽のほうにつきましては、今は、旧幼稚園棟にしか合併浄化槽が付いておりません。校舎等のほうには単独浄化槽しか付いておりませんので、今回ヤンマーが利用するに当たっては、ヤンマーの負担で浄化槽も入れ替えてもらうということになります。

それと、先ほど才協委員からも御質問ありました養殖での水、基本的にはろ過するんですけど、もしその使用水を持ち出して町のほかで処理するんだったらいいんですけども、ろ過すると言いながらも、どこかのタイミングで水を1回入れ替えなきゃいけないとかっていうことで、体育館のところで排水するんであれば、その水量も計算した浄化槽の算定

ということになりますので、高山川のほうに流れる水につきましては、きちっと浄化された水しか流れていかないという水質基準をクリアしたものが流れていきますので、そういったところは心配ないかなというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

中谷都市建設部理事。

○都市建設部理事（中谷康彦君）

都市建設部の中谷です。

原状回復のところでちょっと付け加えさせていたきたいと思います。

今回、20年ということで、指定管理が完了したときには、もう校舎が建ってから多分70年ぐらいたつことになると思います。そのときに、躯体として使えるものか、使えへんもんかっていうのが、今、定かではないっていうところがありまして、20年後、例えば全てを原状回復せなあかんかっていうところも、例えばもう取り壊すっていう判断が20年後された場合には、例えばエレベーター今回設置しますけども、その部分については、町が本来エレベーターないのに除却するっていう、その分がかかってくるような、多めにかかってくるようなことがあります。そういうところは、除却するってなった場合はそういうような費用を追加で今回改修されて、町に負担がかかってくるようなやつは、ヤンマー側でちょっと負担してもらおうということは考えてます。20年後まだ使えると判断して、そっちのほうを町が使って、コミュニティセンターを継続していくっていう判断になったときには、全てを帰属してもらおうというような形で考えております。

途中でヤンマーさんが撤退されたときには、町は370万円っていう、今、負担でもってやっていると、今改修する本校舎のほうで今度やるかやらへんかっていう判断を町はせなあかんと思うんですけども、今の状況やっ

たら、そっちの本校舎になったら、才協委員おっしゃったように、そういう保守管理っていうのが370万円じゃ済まへんと思います。そのときに、やっぱり戻して幼稚園棟でこちんまりと、今の現状の運営を続けていくか、若しくは改修されたのを全部豊能町のほうに帰属させて、そちらのほうでやるかっていうのは、そのときどれくらい経費がかかるかによって、そこでも判断が必要やと思います。

途中で撤退したときに、やっぱり町がそんなに負担できひんっていうのであれば、幼稚園棟のほうで、今の物価でいきますと370万円で運営ができる範囲でこちんまりとやるという判断になれば、もう、そちらは一旦、校舎のほうは休止させるっていう判断もあるかと思いますが、その辺は、協定書の中で、想定されるところは、今協議してる途中ですので、町に不利にならないように、今回の改修についても、370万円以上は町は出しませんよという条件のもと提案いただいています。

最初の募集要項、協定の中にも、改修するときは全て発意された側の負担でもって、町はそれ以上負担はしませんよっていうところで提案いただいているということで、最初の370万円以上は出しません、負担しませんよっていうのはそういうような条項がありますので、そういう状況を踏まえた上での提案ということなんで、町はそれ以上の負担はしませんよということで了承していただいているというところにあります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部長。

○都市建設部長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

ちょっと補足なんですけども、20年間の指定管理は継続できるかっていうところにつきましては、ヤンマーのほうに町のほうからそういった質問をさせていただいております。ヤ

ンマーの返事としましては、自主事業が仮にうまくいなくても、指定管理はやり続けるというように確認はとれております。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

20年という長期なんですけど、これ契約とか協定書に弁護士入れますよね。これ本当に入れといたほうがいいですよ。将来にわたって、いろんな今、部長とか中谷さんとか言われて、こうですって言っても、向こうは超大企業で弁護士絶対入ってるんですよ。契約なんかで。この文言はどうでっていうことが絶対出てくるから、今言われたところはちゃんとこの文言でこれで大丈夫なのか、それともこういうところはクリアしておかないといけないのか、この一文が要るのかっていうのは、絶対弁護士は入れて確認はとってくださいね。

本当に20年後、多分ほとんど我々いないんだから。その時に当時なんちゅう契約したんやと言われないうに、絶対そこに確認をとった上で協定書を結んでっていうことは進めてくださいね。

そこだけちょっとお願いします。

○委員長（池田忠史君）

田中都市建設部長。

○都市建設部長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

議長おっしゃるように、20年後の職員に悪口言われないうに、その契約書自体を顧問弁護士のほうに、一応、町の意向、この内容で反映されているのかどうかという確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

私のほうからは、実際、高山コミュニティセンターとしてずっと活動されてて、いろん

な行事、イベントが年中行われてまして、近々やったら、じゃがいも掘りのイベントかな、そんなんもありますけども、今回この10月から工事というようなことになってくると、約半年間、ここの施設とかグラウンドなんかも使い勝手が悪くなるのかなと思います。その辺り高山コミュニティセンターで行われるイベント関係、そういったものはどのようになっているのか。その辺りちょっとお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

これまで大体月1回ぐらいのペースでイベントを実施してきておりまして、10月以降、例えばグラウンドが使えなくなったりとかするわけなんですけども、イベントに関しては一応今協議しておるのは、できる範囲で続けていってもらおうというようなところで今お願いをしております、当然使えない部分も出てくるんですけども、それもうまく使えるような形でできる範囲でやってくださいというようなことで伝えているところでございますので、その中で継続していくというところでございます。

○委員長（池田忠史君）

ほか。

ちょっと私から。

まずですね、今グラッドさんがやっておられて、ヤンマーシンビオシスに変わるわけですよ。グラッドさんが協力企業として参加するわけですけども、この協力企業っていう形は、今までのノウハウを提供するだけなのか、それともどこまで関わりがあるのか。

今の現状の指定管理料で370万円中の約190万円人件費が入ってるわけですよ。これ人件費はあくまでも指定管理料の中に入ってるんですけど、これはもうグラッドさんのとこ

ろには人件費としては入らないので、経費的なものとしては、グラッドさんにはお金は一切入ってこないっていうように見えるんですけども、その中でグラッドさんが一体どういう関わりをするのかっていうのをまずお伺いします。

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

農林商工課の田中です。

指定管理料につきましては、7月分以降の指定管理につきましては、町からヤンマーシンビオシスのほうに支払うということになりますので、町からグラッドに指定管理料として渡すこと、またお金を支払うことはないんですけども、ただ、今回協力企業としてこのコンソーシアムの中にグラッドが入ってますので、その中での動き方、お金の要は支払い方とかっていうのは、もうヤンマーのほうにそれはもうお任せをして、ヤンマー側からグラッドの支払い分があれば支払ってもらうということなんですけど、関わり方については、これまでイベントをやってきておられるグラッドさんのノウハウとか、あと施設の維持管理についての部分であったりとか、これまでやってきたというのがグラッドですから、これまでやってきた維持管理業務について、そのノウハウを引き継ぐということなので、その引き継ぐ部分に対して、グラッドが入っていくということです。なので、新事業の部分について何かグラッドが入るかということになってきますと、そこについては、今はそうではないのかなというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

続いてですね、先ほども説明あったとおり避難所としても機能するんですよ。防災の拠点としても使われることになると思うんですけども、今回その防災の拠点としての電力、水の確保というのはこの資料の中にも書いてありますけど、防災資材ですね、その他

もろもろ豊能町が準備する部分があると思うんですけど、そういった防災資材はどこに置く感じになるんですか。防災倉庫みたいなのがどっかにできるんですかね。

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

この高山コミュニティセンターにつきましては避難所になっておりますので、今も屋内運動場の中にですね、備蓄品のほうを保管しておる状況になっておりまして、当然、避難所としてこれからも使う、町として何かあったときには避難所として使うということでございますので、そこについては、備蓄品の置き場所については、ヤンマーのほうと協議をさせていただきまして、施設の中のどこかにですね、置くというようなところで、違うところに置いてそこから持ってくるというようなことはないようにしたいなというふうに考えてます。

○委員長（池田忠史君）

これ、だからあれですよ、ヤンマーさんがそこまで用意してくれるわけじゃなくて、その部分は豊能町が用意するということですよ。

もう一つですね、これだけの規模の事業をするに当たって来場者数のことも考えると、結構大きな規模の駐車場が必要になってくると思うんですけど、駐車場についてはどのようなことを考えてるのかお伺いします。

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

駐車場についてということでございますけれども、コミュニティセンター周辺の土地を2か所、ヤンマーさんのほうが借り上げる予定ということで聞いております。2か所合わせて約70台の駐車スペースを確保するというところで聞いております。

○委員長（池田忠史君）

ほかありますか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

内容的なもんじゃないけど、この模型というのは借りてるんですか。それとももういただいて、それ結局どっか飾るんか、何か。

○委員長（池田忠史君）

それちょっと後でしてください。

永並議長。

○議長（永並 啓君）

この指定管理の選定委員のことなんですけど、今回学識経験者を入れましたって、その学識経験者の評点はどれ。Cの方になるの。評点と委員の名簿は並んでるけど、それはもう出さないの。そうじゃないと、それだけの学識経験者を入れられました。でもその方がどういう評価されたっていうのがこっちは分からないですよ。

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

すいません。委員の個々の採点につきましては、ちょっと公表のほうはしていないんですけども、全体として集計の部分だけをちょっと公表といいますか、しているというような状況です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

そうすると、今回は20年という契約で学識経験者の方を入れました。その判断というのは我々分かんないわけですよ。そしたら入れなくていいじゃんって。そういう会計の専門家の方の判断というのは、聞きたいわけですよ。こういうところで。でもここには、その評点は分からないって言われたら、いやその人がもしかしたら悪い評定を出してるかも

しれない。それだったら別途そういう特異な例としてそういう、今回は会計の専門家を入れましたっていうのであれば、その人の評価というかこういう問題なかったですみたいなのは出さないと入れた意味がないですよ。その方の評価はどうだったんですか。いやあえて田中課長が、今回は20年だから会計の専門家を入れました。学識経験者として入れましたっておっしゃられたから、そしたらその学識経験者の方の判断はどうでしたかってなるじゃないですか。そこをお聞かせください

○委員長（池田忠史君）

田中農林商工課長。

○農林商工課長（田中久志君）

はい。農林商工課、田中です。

学識の方の評価につきましては、そうですね、主に、大体審査の項目が施設の運営であるとかサービスの内容であるとか、ガバナンスの部分であったりとかそういったところを審査していただくんですけども、基本的には5段階評価となっております、「優れている」「やや優れている」「普通」「やや劣っている」「劣っている」と、こういうことなんですけど、ほぼ全ての項目で「やや優れている」というところに評価をいただいているというところでございます。

あと、実際に選定委員会の中の議論の中で、やはりその損益といいますか、収支のところについては、委員のほうから質問のほうをしていただきまして、やはり20年間というところなので、その間事業がうまくいかなくてもやり続けるのかとか、補填といいますか、赤字の補填はどういうふうにするのかというような損益に関する質問をしていただいたような状況になっておりまして、今回質問の中での答えなんですけど、やはりそのコミュニティセンターだけでは収支が黒字になるということはやっぱりなくてですね、赤字ということになっております。それを補う手段とし

まして、エリア周辺でフィールドアスレチックの事業なんですけども、そういった自主事業をやっていく。それからあと、ヤンマーの本体のほうから新入社員とかそういった管理職とか、そういったところの研修場所として施設を使うということで本体のほうから、収入として費用をもらうとか、そういうような補填する手段は考えているというようなところで質問をしていただいて、そういった回答を得られたというようなそういう評価になってます。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

この選定委員のことは、僕は以前から言ってるんですけど、今回20年だから学識経験者を入れられました。そしたらほかの部分に関しては、各部長さん、プロですか。経営のプロですか。いや正直僕これよう審査しないんですよ。それだけヤンマーという会社が新しい事業を組みます。そのいいかどうかっていうのをこういうのを見たところで、正直一般人の感覚でしか言うことができない。やはりここで欲しいのは、いや多分各部長さんもこんな新事業だから、見てきたこともないですよ。その中で判断しないといけないんですよ。やはり指定管理っていうのは、今までの従来どおり副町長以下、各部長じゃなくて、今回会計の専門家を入れられました。そしたら、何か経営の専門家を入れるとか、そういった形で第三者にそういう判断をしてもらう。そういう目線で見てもらわないといけないんじゃないかなと思うわけですよ。だからこそ、それだけ町の財産を委ねますっていうことが言えるわけで、我々到底評価なんて、いい評価しかつけれないんですよ。期待値ばかり上がるんだから。それを冷静に第三者で見極める力っていうのは、同じ土壌にいる人たち、経営者の経験があるとか、そ

ういうコンサル、そういうところこそコンサルだと思いますよ。いろんな会社見てはるんだから。そういうところに入ってもらって判断をしていかないと駄目だと思いますけど、そこら辺のお考えは。

○委員長（池田忠史君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、指定管理に当たりまして、会計の専門の方に入っていておられます。これは以前から指定管理をするときの選定委員会の中で、我々役場の職員だけでやってたらその収支であるとか採算性というところがなかなか評価しづらいということで入れてください、入れろというようないろいろと議会からの御指摘もいただきながら、今回初めて入れさせていただいたわけでございます。

その中で、個々の評価ってなかなかちょっとこれ公にできないところがあるので、そこは御容赦いただきたいと思いますが、プレゼンテーションやりまして、ヤンマーシンビオシスの社長さんであるとか、いろんな方がプレゼンされておられました。その中で、我々もそうなんですけど、会計学の専門の方からも何点か質問はされておられます。私どものほうもですね、例えばこのおにぎりつくるのに幾ら儲けるんですかとか、その辺の質問をさせていただいてるんですが、なかなかこれからやる事業なので、本当にそれが採算性に乗るかどうかというのは我々も評価できませんし、その会計の先生もなかなかそこまでの本当の突っ込んだところの収支って、なかなか評価しづらかったんじゃないかなというふうに思っております。

やはりそれは我々もヤンマーであるというところの期待値、それに乗っかってるところが非常に大きゅうございまして、当日のプレゼンの中でも、会計学の先生もそうですし、もう一人学識経験者の方おられたんですけど

も、その方もやっぱりヤンマーに期待するという部分が非常に多くございました。これが例えばヤンマーじゃなかったらどうなのかというところを聞かれますと、我々もそうですけど、当然会計学の先生もそこはシビアに見られるのかなというところがございます。

今回ちょっと特殊なケースだということで御理解いただきたいと思うんですけども、これから、まだ指定管理、ほかの公の施設でやっていきますので、そこのところについては、今おっしゃっておられるように、シビアに経営であるとか会計であるとかというところの視点からですね、当然我々そんなところ、今回もそのヤンマーのこんな大きな事業について、我々が採算性とかどうなんですかとか聞いてもですね、そこは大きな会社の事業の中の一つの事業の収支の話なので、そこを我々がそこを突っ込んでっていう向こうもそこまでそんなに詳しくお答えいただけるものではないかなというふうに思っておりますので、今回はちょっと置いといたとしても、次回の指定管理のときにですね、今議長おっしゃったような点は、また踏まえてやらしていただきたいと思います。

ただ今回は、20年間ということもそうなんですけども、以前から議会のほうからも御指摘いただいている中で、会計の専門家の方に入っていて評価をいただきましたけども、やはりヤンマーという大企業がやると、新事業をやるというところが一番大きな評価というわけじゃないですけども、そこに我々も期待をするというんですかね、そういうところで、指定管理の評価というんですかね、我々もそこを考慮しながらというんですか、ちょっとなかなか適切な言葉出てこないんですけども、ヤンマーのほうにお願いを今回はさせていただいて、何とか20年間やっていただきたいと。20年間やるっていうことについては、先ほどから部課長が説明しております

ように、ヤンマー必ずやるというふうに申しておりますので、そこんところは間違いないというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

私も基本的にそうですよ。同じような考えなんです。でも一応行政としては、OZ1の件もありますよね。各部長さん全部納得されて予算まで上がってきてるわけですよ。やはりそういったこともあるんで、やはり新規事業をやるのであれば、この新規事業を開拓してる企業の方たちにヒアリングするとかいろんな方法あると思うんですよ。時間が増えれば。でも圧倒的に今回のヤンマーというブランドがすごいかいんで、でもそういうわけでかくなったかということ、そういうところ乗り越えてこられてるんですすごいシビアだと思いますよ。多分市場性とか、どれくらい来るだろうなんて細かく計算をされてると思います。だからこそ今の地位があるんだと思って、これから指定管理を選ぶ際にやはり幾つかあると思いますけど、その施設に応じた人たちっていうものは入れていかないと、やっぱりこちらとしては、1者しかないからもうその言いなりみたいな感じになりがちですけど、やはりその施設の提案してることを同様の施設を経営してる何かしてるということに無理を言ってでもお願いして入っていただくような目線を持たないと、何かやっぱプレゼンしてくる人っていういいこと言うんですよ。その違うっていうところがなかなか出しにくいんで、これから指定管理っていうと、いろんな施設で続いていくんでそういった目線を持ちながら選定委員のほうを選んでいただきたいというふうにお願いします。

○委員長（池田忠史君）

ほか。

よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は別々になりますので、2回お願いします。

第48号議案は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、49号議案は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。再開は11時15分ですね。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に第50号議案、令和8年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。よろしくお願いいたします。

それでは、第50号議案、令和8年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、関係部分に係る提案理由を御説明申し上げます。

S i d e B o o k s 内、豊能町議会、本会議、令和8年6月定例会議のフォルダ内の第50号議案、令和8年度一般会計補正予算書を御覧ください。

御手元の補正予算書の6ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正（追加）に記載のとおり、町制施行50周年記念事業につきまして、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

続いて13ページを御覧ください。

款2．総務費、項1．総務管理費、目6．企画費の2．政策推進事業でございますが、東地区の公共施設再編整備事業として、中央公民館の解体に係る設計と旧双葉保育所解体工事の管理委託業務、及び旧双葉保育所の解体工事の費用を補正するものでございます。

次に目11．自治振興費の4．自治会運営支援事業でございますが、新光風台自治会館の改修工事に係る補助金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

続きまして14ページを御覧ください。

款2．総務費、項2．徴税費、目2．賦課徴収費の2．町税収納徴収事業でございますが、これまで、郵送により行っておりました滞納処分に係る預金照会につきまして、デジタル化するための費用を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい、環境課の中井です。よろしくお願いいたします。

補正予算書の15ページを御覧ください。

款4．衛生費、項2．清掃費、目1．塵芥

処理費で、事業名2．広域ごみ処理事業です。今回、豊能郡環境施設組合の負担金につきまして、478万3,000円の増額補正をするもので、その内容としましては、同組合が廃棄物管理施設の設置に伴い実施する水質検査の委託費用でございます。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

続きまして16ページを御覧ください。

款7．商工費、項1．商工費、目1．商工総務費の5．企業誘致事業でございますが、余野地区商業施設開設負担金につきまして、令和6年度に予算計上をし、令和7年度に繰越しとして執行する予定でございましたが、工事完了時期が延長されることとなったため、改めて今年度の予算として補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

款15．国庫支出金、項2．国庫補助金、目1．総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました政策推進事業に係る国庫補助金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

江崎行財政課長。

○行財政課長（江崎純史君）

はい。行財政課、江崎です。

続きまして、款19．繰入金、項1．基金繰入金、目2．財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として4,863万9,000円を増額するものでございます。

続きまして12ページを御覧ください。

款22．町債、項1．町債、目1．総務債でございますが、歳出のところで御説明申し上げました公共施設再編整備事業に係る町債を

補正するものでございます。

前後して申し訳ございませんが、これに関連しまして7ページを御覧ください。

第3条といたしまして、地方債の補正でございます。第3表 地方債補正（変更）に記載のとおり、先ほど御説明いたしました公共施設再編整備事業債につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

補正予算の説明は以上になりますが、全員協議会において秋元議員のほうから依頼のありました、東地区公共施設再編整備の配置案につきまして御説明申し上げます。

S i d e B o o k s内、豊能町議会、総務建設常任委員会フォルダの令和8年6月4日フォルダ内の東地区複合化施設配置案の資料を御覧ください。

ちょっと座って説明のほうさせていただきます。

図面の左側が国道423号となっております。図面の下側が木代口の交差点、木代口の交差点から、右のほうに府道余野茨木線となっております。木代方面に向かっている府道となっております。

配置案としましては、国保診療所との境界から赤枠で囲っております複合化施設と赤字で記載しております。

場所としましては、旧双葉保育所跡地が複合化施設の建設予定地となっております。複合化施設の右下に、茶色の枠でにぎわい施設と記載しております。こちらは中央公民館の一部と駐車場がにぎわい施設の建設予定地となっております。

また、緑の部分につきましては、広場や公園、緑地を整備する予定となっております。水色の部分につきましては、施設利用者の駐

車場と路線バスのバスロータリーの予定となっております。

東地区公共施設再編整備の施設配置案の説明につきましては、以上となります。

よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

以上ですね。

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

13ページお願いします。予算書の。政策推進事業の中で、いわゆる旧双葉保育所の解体工事とか、中央公民館の解体設計みたいな内容の説明があったと思うんですけども、それぞれちょっと金額、もう少し内訳が説明できるようでしたらお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

13ページ政策推進事業の業務委託料になります。こちら、997万1,000円の内訳としましては、旧双葉保育所の解体工事の監理委託業務としまして209万5,000円で、中央公民館の解体工事の実設計業務の委託としまして787万6,000円の予定となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

すみません。そしたら同じそのページの下の部分ですかね、自治会運営支援事業ということで、新光風台の自治会館の改修かな、何か整備するというふうなことで説明ございましたけども、どのような整備をされるのかお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山口です。

自治会施設整備補助金につきましては、新光風台の自治会館の改修工事になっておりまして、今、和室等があるんですけども、そちらをバリアフリー化するということで、床に替える工事が主な工事内容となっております。バリアフリー化で、和室のところ畳の入替えをして床にするっていうところで、床のフローリングの張り替えをする予定となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

何か。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今の新光風台の工事なんですけども、工事全体では幾らですか。幾らの見積もり。たしか3分の1補助だったというふうに記憶してるんですが、その辺りも含めてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

新光風台から出てきてる見積りににつきましては、672万5,400円の見積りをいただいております。そのうち3分の1を町の補助として支給するんですが、過去5年間で限度額300万となっております。過去5年間新光風台のほうで屋根の改修工事で、ちょっとお待ちください。屋根の改修工事で令和4年に142万6,000円を町補助金として支給しておりますので、今回600万の3分の1であれば200万程度あるんですけども、限度額は300万ということになっておりまして、今回限度額いっぱい157万4,000円というのが補助金の金額となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ということは、新光風台自治会は承知して今回出されたということですね。もうちょっと待てば、もうちょっとね、町からあれするのに、もうどうしても急ぎますっていう、そういうことかしら。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

新光風台は事業計画書で当初出されてたのは、672万5,000円の3分の1の補助金の金額で申請はあったんですけども、一応補助金要綱で定められているところで御説明を申し上げまして、自治会としては物価高騰もありまして、もう早めに改修工事のほうはしているほうがいいというところで、説明をして納得した上でこの補助金ということになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

その上の業務委託と工事の請負の部分なんですけども、これ中央公民館の解体工事の設計のほうですね。

今回資料出していただいたんですが、資料見さしていただいて、これ手順としては双葉保育所のところの土地を埋めて、平らにしてそれから建てていくのかなあというふうに思うんですけど、その手順的なところと、別に、中央公民館を使いながら建てるということに関しては、なぜ難しいのかなというのはちょっと理解できないですね。ふれあいの何とかなあれかな、にぎわいの施設の関係かな。ちょっとその説明をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい、大西でございます。

具体的な工事手順というのは、まだ設計ができ上がってませんのでこれからということではあるんですけども、まず今双葉を解体しまして、整地していくと、工事を進めていくことになるんですが、まず中央公民館については、おっしゃってるようにこのにぎわい施設と重なる部分がありますので、そこを残したままってのは非常に難しいかなというふうに思っております。

また、水色の部分なんですが、バスの転回場につきましてはもうそのまま存置するというようなことで、阪急バスと調整の結果、そういうことになりましたので、そうなってくると、工事ヤードとかそういったものを考えますとですね、やはりこれぐらいは必要になってくるというようなところで、先に解体して、代替施設を今検討を進めているというようなところになります。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これを見ると、にぎわい施設を後からつくってもいけるのかなと単純に思ったんですね。そもそもこの前回見させていただいた設計、ラフですけども、それは複合化施設のほうですよね。それともにぎわい施設のほうを出してくださいんだろうか。要するに吹き抜けがどうのこうのと。和室の入り口が一つしかないのおかしいとか、事務所から全体が見えるようにしてほしいとかっていうのは、にぎわい施設を言っていたのか、複合化施設どちらなんですかね。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

前に御議論いただいたのは、複合化施設のほうになります。にぎわい施設につきましては、また改めてそういう場を設けさせていただけたらというふうに考えておるところでございます。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ていうことは、にぎわい施設を後から中央公民館残しながら、複合化施設をつくって、解体して、にぎわい施設をつくるという手順では、時間の問題ですかね、これ。手順的になんか面倒くさいのか、難しいのか、ちょっとその辺り説明をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい、大西でございます。

分けてするということは、非常に手間がその分増えてくるかなというのもあるんですけども、資材置場であったりとかですね、作業員の駐車場とか、そういったものを考えていきますと、やはりここは一括広い中で工事を進めていくのが一番効率的であるというような判断から、そういうところに至っているというところでございます。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

施設をつくるのに、前回ね、すごい中央公民館の代替施設を考えるのに、どんだけかかるのかなと。思った以上にかからない。努力だったと思います。

工事も、昨日聞いたときには、1年後には何か完成するような説明だったけど、その説明もきちっとしてください。そんな早く終わるとはちょっと思えないので。中央公民館は解体して、それから、複合化施設を始めて何年後ぐらいに完成する予定なのか。そこだ

けお聞きします。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

昨日もちよっと総括質疑の中でお答えさせていただいたんですけども、オープンは10年4月を目指しております。逆算していきますと、実施設計が終わって入札をですね、また補正で出させていたきたいと思うんですけども、今年末ぐらいにできたらなあというふうに、12月から1月ぐらいに入札ができたなあというふうに考えておまして、3月から4月ぐらいに工事が着工できたらなあというふうに考えております。

実施設計の段階で聞いている中では、これだけあれば、工事が完了するであろうというようなことで聞いておまして、10年4月を目標に逆算して進めていっているというようなところでございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかに。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

15ページをお願いします。

広域ごみ処理事業として478万3,000円が計上されて、先ほど水質調査を行いますという説明がございました。これにつきましては、この金額が発生した経緯とか私も組合議会の議員でもありますので、事情分かっているんです。また才協委員のほうからも、全員協議会でこの組合議会の報告があったと思いますけれども、あえて予算に上がっている金額の審査をするという意味で、しっかりここでちょっとこの金額が発生してきたその経緯とかもちよっと御説明をしておいていただきたいと思っています。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい、大西でございます。

組合議会のほうで御説明をさせていただいたんですけども、本来、前もってこの予算については、上げるべきところだったんですけども、計上が漏れておったというところでございます。

内容につきましては、地域からの要望等も受けまして、水道水に準じた検査項目とか、そういったものをさせていただくということで、あとは、廃棄物を入れる前の水質と入れている途中の水質と入れ終わった後の水質を調べてですね、影響がないかどうかというのを確認すると。あとは、そこは25項目という項目でいいんですけども、地域の要望であり52項目の水道の水に準じた検査を実施するために、この分を計上させていただいているというところでございます。その負担金として計上させていただいてるところでございます

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

さっきの確認なんですけど、代替施設を利用するのは1年半ぐらいですね。ちょっと確認します。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

今想定してるのは、大体1年ぐらいかなというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

お尋ねします。

これ何ページかな、9ページの国民健康保険って書いてあんだけど。ただの9ページ。ごめんなさい、ちょっと後で。

○委員長（池田忠史君）

はい。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

失礼しました。確認中だったもので。

14ページです。町税の収納徴収事業上がってまして、マイナスなんですけども、これの関係ってのはちょっと先ほど触れました国保の賦課徴収費用云々こんぬんと、それと連動してんのかなと思うんですね。ここで上げて、なおかつ国保や介護保険といろいろ上げてますんで、どういうシステムの機械を言ってるのか。ちょっとそこの説明をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

今回預金照会いたしますのが、税務課で言いますと、町府民税、固定資産税、軽自動車税、それから保険課のほうで上げてるのが、国民健康保険ですとか、介護保険ですとか、後期高齢医療保険料になりまして、それぞれの税目や料について、所管するところが、割り振りで計上してるという形になります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

システムが変わったんでしたっけ。何か機械を購入してそれを皆さんで分けてつないで使ってるのか、そのイメージがつかないんですね。その説明をお願いしたいんです。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

今まで、預金照会というのは、文書で照会をしておりました。ただ今回からは、オンラインで照会する形に変わるという形でございます。そのオンラインは、それぞれ所管をし

ている担当課が負担をするという形でございます。

○委員長（池田忠史君）

それは、いわゆるシステムの導入ですか。

○税務課長（清水義和君）

すいません。システム導入費とランニングコストも入っております。

○委員長（池田忠史君）

システムっていうのは、いわゆるパソコンからできる分なのか。もうこういうものがあるって、それぞれ物を置くのかっていうのは。

○税務課長（清水義和君）

申し訳ございません。既存のパソコンにそのソフトを入れまして利用する形になります。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

このときの説明がね、滞納者の預貯金なんか財産調べるような話でしたよね。誰でも簡単にできるシステムなのかなとちょっと不安だったんですね。今までその部分は郵送で銀行とかそういうところに問い合わせていたわけですよ。ということは、町のほうとしてはどなたがどの銀行を使ってるか分かってて、何かもうそれが全国的に一斉につながってるのかなとあらん想像したもんですから、ちょっとどうなのかなって、ちょっと不安だったんですね。不安というかな、逆に不安だったんですね。非常に手間が省ける、システム導入なのと同時に、どういうふうなことになってるのかなっていう疑問とそれから手数料とかこの手数料は何を意味してるのかも、そこも含めてちょっと説明いただけますか。町として初めての導入ですよ。お願いします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水です。

まず通信運搬費の減ですね、こちらは郵送

料という算定になっておりまして、およそ360人ほどの方の分の金融機関に照会するための郵送料となってるんですけども、これをオンラインでするので、この分が減額対象になるという形になります。この手数料といいますのは、金融機関に照会をしまして、無料のところもあるんですけどもかなり負担がかかりますので、照会のための回答手数料がかかるようになっておりますので、その分を減額しているという形になります。

この物件使用料につきましては、手数料が一切かかりません。使用料はかかるんですけども、その中に含まれておりますので、それで、手数料のほうは減額しております。この物件使用料につきましては導入のための費用とランニングのための使用料のみとなっております。

また、つながってるっていう形ですけども、それはセキュリティ上はL G W A N回線を使った、普通の通常のインターネット回線ではなくて、そこのセキュリティ上閉鎖された空間で使用します。それとオンラインで会社と金融機関がつながっているところに、各自治体が照会に行くと、そういうイメージであります。

よろしいでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

もう少しですね、かみ砕いてっていうことです。だから、オンラインに照会するのを、個人情報観点から、町のほうで照会する人の口座情報がある程度持つ上で、そこに照会するのか、それとも何も分からない状態、個人名で各金融機関にこの人の預金ありますかという照会なのかっていうところから始まってっていう話で聞きたいと思うんですよ。

○税務課長（清水義和君）

おっしゃられるとおり、照会しますのは、基本的には近隣に支店を持つ金融機関に、ここにあるであろうという形でその方の住所と

お名前と生年月日でもって照会をかける形になります。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今までそれを郵送でやってたわけですよね。照会かけてこれこれありますかって、どうですか。今度、これを入れることによってこっちが操作できるってことですか。じゃなくて単に郵送の文面が相手に届くというレベルの話なのか、よう分からない。よう分からない失礼な言い方ですけど、いや、これによって、大体年間何人ぐらいそういう方がいらっしゃるかな、対象になる人は。併せてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

すいません。ちょっと実務担当のほうと代わらせていただきます。

○税務課主査（竹内弘明君）

失礼します。税務課の竹内です。

まず、今までは郵送で照会を行っておりました。今回このシステムでは、10の項目がまず必須とされます。

例えば、生年月日、法人であれば設立年月日、漢字の住所等を指定された項目を入力してこの会社へ送信します。そこから各調査対象の金融機関に再度データが送られて、そこで登録されているデータと照合して、一致すると思われるものが電子データで返ってきます。

ですから、直接文書で送っていた照会内容が、データで送って、それが返ってくるということになります。

それと各金融機関ですが、方法は二つあります。口座を持っていると思われるところに照会をかける方法、若しくは事前に何らかの調査で口座が分かっている、個々の支店に口

座があるという場合はそれを個別に照会することもできます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

多分作業は大変楽になったんだと思います。楽になった分だけね、全然その対象じゃない人も調べることできるわけだから、失礼な言い方するとね。そういう危険性もなきにしもあらずなんで、その辺りは十分な管理をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

十分人権には配慮しながら、また照会できる方についてはそういった条件を満たした方にしかいたしませんので、その辺は御安心いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ついでで申し訳ない。今回、ここ総務のところ予算上がってますよね。ほかのところも上がってますね。ということは1台の機械を、それぞれの何ていうかな、使う度合によつての分散なのか、そうじゃなくて国保やら何やらの、そこにも1台ずつ置くというどっちの理解なんですかね。これ1台で足りちゃうってことかな。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

税務課に1台、保険課に1台でございます。

○委員長（池田忠史君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

すいません。誤解があつてはいけません。

今あるパソコンの中に、ソフトをインストールしまして、使えるのが税務課が1台、保険課も同じように、既存のLGWAN回線のパソコンに、ソフトをインストールして、保険課も使えるのは1台という形になります。

○委員長（池田忠史君）

ほかはございませんか。

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

すいません。補足説明ですけれども、保険課のほうは料ごとに契約しますので、ライセンスが1台のパソコンに三つあるという形です。国保と介護保険と後期高齢医療と。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかは。

永並議長。

○議長（永並 啓君）

この歳出の13ページの自治会運営支援事業なんですけど、要は過去5年で令和3年にしてるから、あと数年待てば3分の1だけど、物価高騰っていう判断をされたから、早急にこのタイミングでっていうことなんですけど、ということは、こういう補助金を出す場合は、自治会の総会での議事録みたいなのは、確認はされるんですか。流れとしてちょっとお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

自治会の施設整備補助金につきましては、事前協議というところで、工事に取り掛かる前に必ず町のほうに事前の計画書と、あと設計図と、あと施工箇所の図面と、あと現状の写真を添付してもらうことになっておりまして、自治会の総会とかのコピーというか写しはちょっと添付で出してもらうというのは決

まっておりますので、今回も事業計画書と設計図、施工箇所、あと現状の写真と、あと業者からの金額の見積り確認で、見積書の添付を付けていただいているということになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

その内容が、バリアフリー等って言われましたと。等についてもうちょっと説明願えたらと思いますし、ということは当然ながら自治会のほうでも議決は終わってるからって判断でいいですよ。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今回の工事内容としましては、畳と障子の撤去をしまして、和室を洋室に変更するということと、あと床をフローリングにするところと、工事内容になっております。

今回事前協議のほうなんですけれども、急に新光風台の自治会のほうから申請が来まして、本来であれば事前協議整ってから、補正予算をするということで、町としては9月議会でお願したいということで、当初お願いをしておったんですけれども、新光風台自治会としては、8月から着工したいって言って、業者と決まっているというところでどうしても6月議会に上げて補正予算のほうを成立してほしいというところの要望もありまして、今回6月議会のほうで上げさせていただいております。

ですので、自治会としては工事も決まって、9月議会の補正予算になると工事着手してしまっただけ補助金のほうを受けられなくなりますので、補助金を受けられるような形で6月議会で何とか補助金のほうの計上をしてほしい

というところで、今回の議会での補正予算となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

何かすごいドタバタ感があるんですよ。やっぱりそこら辺は行政として、自治会の運営もある程度指導していくのも役割かなと思ってますよ。だからこういうタイミングでやってくださいっていう、何か振り回されてるような感じがあるんで、そこら辺はしっかりと指導はしていただきたいなというところがございます。お願いします。

○委員長（池田忠史君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今の説明でちょっと気になったのは、9月まで待ったら工事が始まって補助金が出ない、出せないという説明でしたよね。

例えば、過去自分の活動の中でもそういうのあったと思うんですけども、ちょっと意味合いを教えてください。というのはですね、なぜこういうこと聞かかっていうと、場合によってはきちっとした住民の同意なり得なくてね、無理やりやる可能性もなきにしもあらずということで、今のこの説明はどういうことなのか、なぜそこら辺が調整つかないのかっていう意味で、行政の立場として教えてください。御説明をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

事前協議につきましては、自治会が行う補助金の対象事業であるのかどうかということと、事前に審査をさせていただくということと、あと金額につきましても、議会のほうに補正予算のほうは計上しないと補助金のほ

うは、当初予算で予算化しておりませんので、自治会のほうから申請をいただいて、その申請内容を確認しまして、補助金の額を決定してその額を補正予算のほうで上げてまして、成立してから工事にかかってもらうっていうところになりますので、先に工事にかかってしまいますと、対象事業ではなかったというところと、町の予算化されてないものに対しての補助金を交付するような事業を先に着手してしまうということもありますので、事前協議をいただいてから、補正予算が成立して、そこから新光風台の自治会館の改修を行っていただくという、工事に入っていただくという流れになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

すいません、1点だけ確認させてもらいたいですけど、これ、自治会で申請出してくるんですけどね、例えばの話、自治会長単独の判断で全部手続をした上で出してきても、通る可能性があるんですけど、何ていうんですかね、自治会長という名前、一人の署名で通るのか、それとも例えば自治会の中で、複数名の署名があった上での書類が通るのか、その辺今どういう形での書類審査になっているのかだけちょっとお伺いしていいですか。

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

事前協議につきましては、事前協議書というのを提出いただくのと、あと事業の計画書、あと施設の工事箇所の図面と写真等を付けていただくことになっておりまして、事前協議書の中には、自治会長名で自治会の公印も押していただくような様式になっておりますので、その時点で自治会としての申請ということで町のほうは受け取って、事務のほうを進めております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

公印を自治会長が持ってたらできるということですね。それはもう各自治会の在り方なので、今ここで私がどうこう言うあれじゃなくて、ただ審査の方法としては、そういう形っていうのだけ確認したかったの。あとは自治会でいろいろやってもらったらい話なんで。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これ工事終わってからね、補助金をするっていうのは、今度、行政にとってどんな問題を抱えることになるのか、そこをお尋ねします。

工事終わった後ね、前もってこういうふうにやりますよと、でもいざ工事をやって改めて出したときに、これ受け付けませんというその理由がちょっと分からない。その説明をちょっとお願いいたします。行政の立場があると思いますんで。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

事前協議の時点では、工事内容と工事箇所等を付けて、分かる書類を付けていただくことになっておりますので、もしそれがなければ、先に工事をされてしまいますと、予算化もされてない補助金っていうところを先に使ってしまうということと、あと実際に対象ではないところもありますので、施設の解体だけすると対象じゃないですよとか、あと改修を伴わないような防虫の処理業務とかっていうところも対象ではありませんので、そういったところも含めて対象であるというところ、自治会のほうで勘違いされるというか、いけると思って先に工事をされてしまいますと、実は補助金の対象外の業務でしたということが後で分かってしまうと、補助金

としては交付ができなくなりますので、そういったことを避けるために事前に町のほうに協議をいただいて、対象工事であるとか、そういったところを、町のほうと自治会と話をしまして、補助金額を決定して事業を進めていくということになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

当然ね、先ほど聞いてるのは、もうルール上行政としてはそうだというのは理解しました。だから自治会としても当然議決が得た事業の総会なり何らかの形で議決を得た事業の中の申請だと思ってるんで、それが違ったりしたら返還なんかそういう形にはなってくるんですか。

もしどこかに瑕疵が出てきたとか、そういうのを踏まえていないとか、そういうのが、後々、だから先ほど委員長が言われたように、公印を使われました。それで、でもそれは同意がありませんでした。後で議決されましたという順序が違った場合ですよね。

そこら辺はしっかりと行政としては、言われたから前倒しではなくて、規則的なところは手順を踏んでますねっていう念を押されてますよねっていうところ。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今回の申請につきましては、自治会の総会で協議された内容であるとか、自治会からの決まったってような文書ちょっといただいておりませんけれども、事前協議書として自治会長名での公印を押していただいた文書をいただいているというところと、あと、私も4月から担当になりまして、事前にもう昨年度からずっと協議をしているという確認を

とっておりましたので、その中で進めさせていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並議長。

○議長（永並 啓君）

行政としてはやはり補助金を出すわけですから、そこら辺のルール説明をしっかりといただきたい。

もともと、山内課長のところで9月でっていうようなところだったわけですね。それがもう工事が決まってるからなんていうのは、ちょっと違うかなと思うわけですよ。そこはちゃんと、そこにしたいのであれば、そういう段取りを踏まえた上で、工事の計画を立てていただいてから、お金をもらう側の立場ですからね、そっち出す側ですから。

そこら辺のルールが、何か曲げるようなことがあってはいけないのかなと思うんで、そのところはしっかりと指導のほうはしていただきたいなと思います。

○委員長（池田忠史君）

ほかはございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

午後 0 時 03 分 閉会

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

ないですね。

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案をさせていただきました議案に対しまして、慎重に御審査を賜りまして、また、適切に御決定賜りまして誠にありがとうございます。

いただきました御意見、特にですね、第49号議案について、様々な御意見をいただいたと思っております。それらにつきましてはですね、しっかりと今後のですね、行政の進め方にもですね、配慮させていただきたいと思っておりますし、執行のときにですね、しっかりと配慮させていただきながら、注意を払ってまいりたいと考えてございますので、引き続きの御支援、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(池田忠史君)

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和     年     月     日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長